

新型コロナウイルス感染症の影響により
生活資金でお悩みの皆さまへ

生活福祉資金（緊急小口資金）
特例貸付のご案内
～ 一時的な生活費をお貸しします ～

貸付内容

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。
ただし、以下の場合等は、一世帯につき一回限り20万円以内。
ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
イ 世帯員に要介護者がいるとき。
ウ 世帯員が4人以上いるとき。
エ 世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
オ 世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
※ アからオが確認できる書類を御持参ください。
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子

貸付金の交付方法

- 借入申込者の指定する銀行口座に送金します。

貸付に必要なもの

- 新型コロナウイルスの影響により収入が減ったことが確認できる書類（給与明細等）
- 世帯員が確認できる住民票（「世帯全員」及び「続柄」記載で発行3か月以内のもの）
- 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
- 借入申込者の預金通帳及び印鑑（認印可）

受付窓口

- 産山村社会福祉協議会 TEL：0967-23-9300
- 相談・申込受付時間：午前10時～午後4時（土曜、日曜、祝日を除く）

買い物代行支援を行っています！

村社会福祉協議会では、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、支援が必要な方へ日用品や食料品の買い物代行及び見守り活動を行っています。

支援の対象となる方は、高齢者（65歳以上）の方で「運転免許証を返納等によりお持ちでない方」など買い物に困っている方に、週1回買い物の代行を行っています。ご相談は、下記連絡先までお願いいたします。

●産山村社会福祉協議会 TEL 23-9300

社協に寄せられた善意の寄付【4月分】

毎月、「福祉のためにぜひ役立ててください。」とたくさんの善意をお寄せ頂いております。その主旨にそうべく“地域福祉発展”のために、有効に活用させていただきます。

【香典返し】

- ・井 孝様より（山中） 故）トミコ様分として
- ・小野成治様より（上山鹿東） 故）幸子様分として



～心から感謝申し上げます。 ありがとうございました。～



社協だより

令和2年
第310号
発行者
産山村
社会福祉協議会
☎23-9300

ふれあいで、育てよう
ふくしの心